

小規模建築物の主要構造部規制の合理化

1. 3階建て200平方メートル未満の主要構造部規制の合理化について

法第27条第1項については、火災初期段階においては火災の大きさは可燃物の量によらないため、火災初期段階で避難が完了する程度の小規模建築物であれば用途の違いによる避難安全性には差が生じないことから、このような小規模の建築物について適用の合理化を図る観点から改正したものである。

具体的には、「3階以上の階」の用途に応じ適用対象としている第一号と、主階が1階以外の階として3階以上の階となる可能性がある第4号について、法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物であって、階数3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（以下「特定小規模特殊建築物」という。）は避難時間が短いことから適用対象外とする旨の改正を行った。ただし、法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物については、その一部において就寝利用する用途が含まれており、避難にかかる歩行時間が短い場合であっても、火災の覚知が遅れることで安全に避難することが困難となるおそれがあることから、政令で定める用途であって、政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けた場合に限り、主要構造部規制の適用対象外とすることとした。

なお、別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項の用途については、可燃物密度が極めて高く、又は危険物が存在することにより、火災が急激に大きくなるおそれがあるため、今回の合理化の対象外とした。

2. 警報設備の設置について

法第27条第1項においては、特定小規模特殊建築物のうち、法別表第一(イ)欄(二)項の一部の用途に供するもの（就寝利用するもの）については、警報設備を設けた場合に限り主要構造部の規制を受けないこととした。令第110条の4は、警報設備の設置対象となる就寝利用する用途を指定するための規定であるが、「児童福祉施設等」は就寝利用するものと通所利用するものが混在しているため、「入所する者の利用する寝室」があるもののみを就寝利用するものとして指定することとした。

なお、ここでいう「入所する者」とは、対象用途の本来の目的に応じて施設を利用する者のことを意図しており、具体的には、老人ホーム等の居住型の入所施設や、老人短期入所施設（ショートステイ）等の短期宿泊型の入居施設などを想定している。

また、令第110条の4で指定された用途において設けるべき警報設備に関する技術的基準については、令第110条の5において規定している。基準上は、有効かつ速やかに火災の発生を感知し、当

該建築物の各階に報知することができる警報設備の構造方法と適当な警報設備の設置位置を、それぞれ国土交通大臣が定めることとした。ここでいう警報設備とは、具体の設備としては消防法令において既に位置づけのある「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を想定していることから、告示において定める詳細な技術的基準については、対応する消防法令を引用している。

なお、「火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室」については、今後、技術的な検討を踏まえ、定める予定である。

3. 堅穴区画の適用について（令第 112 条第 10 項から第 14 項まで）

令第 112 条第 11 項及び第 12 項の規定は、特定小規模特殊建築物のうち一定の用途については、避難に要する時間を考慮した安全措置として、避難経路となる階段等の堅穴部分に、一定の区画を求めるために新設したものである。具体的には、避難に時間を要する用途として、専ら高齢者等の自力避難困難者が就寝利用するもの（第 11 項）と、それ以外の用途であって就寝利用するもの及び専ら高齢者等の自力避難困難者が通所利用するもの（第 12 項）とを対象として、それぞれに必要な区画の性能を定めている。

第 11 項においては、間仕切壁の設置及びその開口部には防火設備を求めることとした。この防火設備は、原則として従来の 20 分間の遮炎性能を有する防火設備である必要があるが、スプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあっては、火災室における火源の急速な拡大を抑制することができることから、10 分間の遮炎性能を有する防火設備でよいこととした。なお、10 分間の遮炎性能を有する防火設備の構造方法については、今後、技術的な検討を踏まえ、定める予定である。

また、第 12 項においては、第 11 項に比べると利用者の避難時間は短いことから、開口部については一般の「戸」でよいこととした。

これらの規定における「間仕切壁」や「戸」については、特定の仕様を求めているが、火災時の接炎によって直ちに火炎が貫通するおそれのあるもの（ふすまや障子のほか、普通板ガラス、厚さ3ミリメートル程度の合板等で造られたものなど）は対象外としている。

さらに、第 11 項及び第 12 項の規定による区画に用いる防火設備及び戸については、堅穴部分が火煙によって汚染されることを防ぐためのものであることから、第 18 項第2号の規定に基づき、煙感知による自動閉鎖機構と遮煙性能の確保を求めることとした。これらの構造方法については、「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和 48 年建設省告示第 2564 号）」に基づくものとするか、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

なお、第 14 項の国土交通大臣が定める建築物については、今後、技術的な検討を踏まえ、定める

予定である。